

# ストレスチェック制度の創設

労働安全衛生法の一部が改正され、ストレスチェック制度が創設されました。平成26年6月25日から1年6か月を超えない範囲で、政令で定める日から施行されます。

## 制度創設の背景

長時間労働や責任の重い仕事によって、鬱病等の精神病にかかり自殺した場合に、過労と自殺の間に因果関係が認められる(2000年3月24日最高裁第2小法廷判決)など、今や、精神障害の労災認定件数は3年連続で過去最高を更新しています。

労働者の健康状態を把握し、メンタル不調に陥る前に適切な対処を行なう必要性が高まったことを背景に、安全衛生法の一部が改正され、ストレスチェック制度を創設するに至りました。

## 検査の義務付け

労働者の心理的な負担の程度を把握するため、医師、保健師等による検査(ストレスチェック)が事業者には義務づけられました。

ただし、従業員50人未満の事業場については、当分の間努力義務とされています。

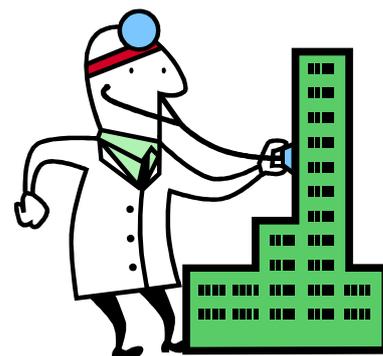
## 国の責務

国は、ストレスチェックを行なう医師、保健師に対する研修の充実・強化を行なうとともに、労働者に対する相談、情報提供体制を整備します。



## ストレスチェック制度の具体的流れ

- ①労働者に対して、医師または保健師がストレスチェックを行ないます。
  - ②検査の結果については、医師等から労働者に検査結果が通知されます。このとき、**労働者の同意を得なければ、検査結果を事業者には提供することはできません。**
  - ③検査の結果、労働者が医師による面接指導を受けることを希望する場合は、**事業者はこれを行なわなければなりません。**
  - ④事業者は面接指導の結果を記録し、それに基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、**医師の意見を聴かなければなりません。**
  - ⑤事業者は、医師の意見を勘案して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置のほか、**適切な措置を講じなければなりません。**
- 今後、厚生労働大臣から指針が公表される予定です。この指針に基づき、**事業者に対して必要な指導等が行なわれることとなっています。**



# 中小企業に対する 減税の廃止・縮小を検討

中小企業を支援する政策減税のうち、平成 26 年度末に期限が来る措置を、原則として、廃止・縮小することが検討されています。

## はじめに

中小企業を支援する政策減税のうち、平成 26 年度末に期限が来る措置を、原則として、廃止・縮小することが検討されており、その内容について解説します。

## 現在までの経緯

政府の税制調査会は、以前より、期限がきた政策減税は廃止するよう申し出をしていました。

一度導入された政策減税は期限到来のタイミングでダラダラ延長されるというのが現状であり、この申し出は、法人実効税率の引き下げによる税収減を補うために別の財源を確保する必要があるからであると考えられています。

今後、財務省と各省庁が折衝し、最終的には年末の与党の税制調査会で存続するかどうか決定されることとなります。

## 廃止・縮小が検討されている特例措置

### 【法人税の税率】

廃止・縮小の検討対象には、中小企業の税負担を軽くしてきた特例措置が含まれています。

例えば、これまで中小企業に対する法人税の税率に関し、年間 800 万円以下の所得には 19%と、大企業の 25.5%と比較して低い税率が適用されていました。

さらに、リーマン・ショック後の景気低迷を背景に、現在ではさらに低い 15%の税率が適用されています(ただし、年間 800 万円を超える部分の所得については大企業と同様の 25.5%で課税されます)。

そして、今回はこの 15%の税率を 19%に戻すということが検討されています。

### 【設備投資減税】

設備投資減税の一部についても見直しの対象に含まれています。見直しの対象となっているのは**設備投資を前年度より一定程度増加させた場合**に税優遇される生産等設備投資促進税制です。

これは平成 25 年度税制改正により新設された制度ですが、もともと適用期間が平成 27 年 3 月 31 日までであったため、**同制度の延長を行わず廃止しよう**というものです。

廃止されれば、設備投資が多い業種では税負担が増える可能性があります。

一方で、生産性を高める先端設備を導入した場合、投資額の最大 10%を税額控除できる生産性向上設備投資促進税制については、平成 29 年 3 月末が期限となっているため、今回の見直しからは外れています。

## おわりに

政策減税は特定の産業を税優遇によって支援する措置であるため、一度導入されると企業や業界が依存することになってしまい、期限が到来するタイミングで延長される規定が多いというのがこれまでの流れでした。

しかし、財務省は、法人実効税率を引き下げると同時に課税対象を拡大する方向であるため、今後についても**期限が切れる政策減税は廃止・縮小が検討されていくもの**と考えられます。

ただし、デフレ脱却のためには減税措置を存続すべきだとの意見もあり今後の動きから目が離せません。

# 二世帯住宅の場合の 小規模宅地の特例

構造上区分された二世帯住宅であっても、一定の場合には小規模宅地の特例を適用できるようになりました。二世帯住宅の場合の小規模宅地の特例の適用について解説します。

## はじめに

平成25年度税制改正により構造上区分された二世帯住宅であっても、一定の場合には小規模宅地の特例を適用できるようになりました。二世帯住宅の場合の小規模宅地の特例の適用について解説します。

## 小規模宅地の特例とは

個人が相続により取得した財産のうち、その**相続開始の直前まで被相続人の居住に使われていた宅地で240㎡（来年には330㎡になる予定）に達するまで**の部分について、相続税の評価額を80%減額してもらえる特例のことを小規模宅地の特例と言います。

被相続人と同居していた親族が相続によりその宅地を取得した場合、相続税の申告期限まで引き続きその家屋を所有し、かつ居住している相続人は、この特例の適用を受けることができます。

自宅の土地は相続人の生活の基盤となるべきものであり、このような自宅土地に対して通常通り相続税を課税することは相続人の生活を脅かす可能性があるため、税負担を軽減するために認められている非常に重要な特例です。

また、事業用の宅地についても小規模宅地の特例の対象となる場合があります。

## 従来 of 取扱い

従来は二世帯住宅に使われている宅地について、被相続人と同居しているかどうかの判定が問題とされていました。

一例として、建物の内部で行き来が可能な二世帯住宅については、被相続人と親族が同居していたものとしてその宅地の全部が80%評価減の対象となっていました。

その一方で、内部で行き来できない構造上区分された二世帯住宅については、それぞれ独立した住居と捉えられ、同居していないものとして被相続人が居住していた部分以外については特例の適用対象外とされていました。

## 改正後の取扱い

平成25年度税制改正において建物内部の構造上の違いにより、課税関係が異なる点是不合理であると判断されました。

具体的には区分所有建物に該当しなければ全体として二世帯が同居しているものとし、特例の適用対象となることが明確化されています。

※この規定は平成26年1月以後の相続から適用。

あらためて注意が必要となる点は、平成26年1月以降、建物の内部で行き来できるかどうかは一切関係なく、区分所有建物の登記の有無によりその宅地全部について特例が適用できるかどうかが決まる点です。

たとえ内部で行き来ができたとしても建物が二世帯で区分所有となっている場合には一部しか特例の対象とならない点には注意が必要です。

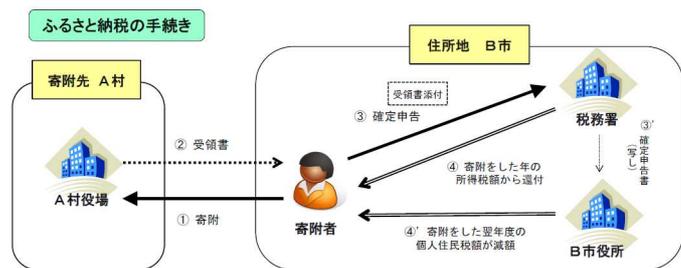


# ふるさと納税で 注意すべき点

「ふるさと納税」制度に注目が集まっています。「ふるさと納税」により、各自治体から地元の特産品などを受け取った場合に注意すべき点について解説します。

## はじめに

自分の生まれた故郷や応援したい地方自治体に対して寄附を行う「ふるさと納税」制度に注目が集まっています。「ふるさと納税」により、各自治体から地元の特産品などを受け取った場合に注意すべき点について解説します。



## 制度の概要

「ふるさと納税」制度は、自分の生まれ故郷や応援している地方自治体に対して一定の寄附を行なうことで、所得税や住民税の寄附金控除を受けることができる制度です。節税メリットがある上に、その寄附金額に応じて地方自治体から謝礼として地元の特産品などを受け取ることができることもあり、最近とても注目されています。受け取れる特産品には、米、肉、野菜、フルーツなど各地方自治体ならではの特色がみられます。

## 特産品を受け取った場合の注意点

上記の通り、「ふるさと納税」制度を利用した場合、地方自治体から特産品を受け取ることが一般的です。しかし、税務上、「ふるさと納税」制度を利用して寄附をした者が特産品を受け取った場合には、その経済的利益が**一時所得**

として**所得税の課税対象**となります。

一時所得は、総収入金額から「その収入を得るために支出した金額」を控除し、さらに50万円の特別控除額を控除した金額が課税対象となります。

※一時所得の金額＝総収入金額－支出した金額－50万円の特別控除額

地方自治体に支払った寄附金は、そもそも特産品を受けるために支出したものではないため、一時所得の計算上控除する「その収入を得るために支出した金額」には該当しません。したがって、支出した金額は0円となります。ふるさと納税の場合、地方自治体から受けた特産品に係る経済的利益の額は総収入金額に含まれる一方で、支出した寄附金は「その収入を得るために支出した金額」には該当しない点に注意が必要です。

もちろん一時所得の金額の計算にあたっては50万円の特別控除額が存在するため、ふるさと納税による特産品から得る経済的利益だけで所得税が課税されることはまずないと考えられます。

しかし、ふるさと納税による経済的利益を得た年と同一年に生命保険契約に基づく一時金や競馬での払戻金など他の一時所得がある場合には、あわせて課税されてしまうことがあります。

<参考：制度の概要>

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000254924.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000254924.pdf)

## ～当事務所へのお問い合わせについて～

『PLUS ALPHA NEWS』では、最新の法令等の情報をお知らせするだけでなく、当事務所を少しでも身近に感じていただけるコミュニケーションツールとしても活用していきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

事務取扱い

〒359-1123 埼玉県所沢市日吉町1-4-3 朝日生命所沢ビル8階

弁護士法人アルファ総合法律事務所 TEL 04-2923-0971

HPは [弁護士法人 アルファ](#) [検索](#)